



毎月、第2・第4月曜の夕方  
スタンディングやリレートーク!

# 「ロシアのウクライナ侵攻に反対」を訴える! 荃崎平和の会



幼い頃から、選挙や政治について触れることが大切です。荃崎平和の会では例年夏の平和を考える取り組みとして自由が丘めぐみ教会の協力を得て8月6日の広島、8月9日の長崎の原爆投下の時間に平和の鐘一振り運動に参加し、終戦記念日に合わせて平和パネル展を開いてきました。2020年からはコロナ禍の影響もあり3年間中止しています。平和の会の活動の中心だったので残念に思っています。来年は行えるように期待をこめています。

今年の8月14日はロシアのウクライナ侵攻に反対を呼びかけるスタンディングを行いました。この行動は4月10日に始まり、1回の中止を挟んで毎月の第2と第4の日曜日の夕方5時から30分間取り組んできました。今回で8回になります。参加人数は15人から18人で14日はお盆の関係で11人でした。スタンディングはリレートークありギターに合わせた歌声ありで楽しく行っています。「ひとりの小さな手」を歌っていると買い物途中の方が車の窓を開けて歌っていたり、通行人や買い物途中の人からこれまで寄せられたウクライナ支援カンパは17,156円になりました。少しずつでも地域の人たちの支援の輪が広がっているような気がして元気を貰っています。これからも継続していこうと話合っています。

## 町の広報(週報)や町内放送でも周知! 原爆写真展 IN 大洗

8月10日(水)から12日(金)まで、大洗町核兵器に反対し平和を守る会では大洗町と共催で「原爆写真展 IN 大洗」を開催しました。



町に会場(中央公民館視聴覚室)を確保してもらい、前回2019年から3年ぶりの開催です。「原爆と人間」の写真パネルと、広島の高校生が被爆者から聞き取って描いた絵、今年の平和行進の写真などを展示しました。町の広報(週報)にお知らせを載せてもらい、町内放送でも周知してもらいました。また、会独自にポスターとお知らせを作成し、お知らせを新聞折り込みしました。



3日間で約70人の来場者があり、中には翌日にお孫さんを連れて再来場され「戦争があるとこんな怖いことになるんだ

よ」と言い聞かせていた方もいらっしゃいました。

会場では被爆者援護募金が10,413円、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名が16筆寄せられました。(大洗町核兵器に反対し平和を守る会事務局長 高橋邦裕さん)

## 秋の宣伝活動のチラシができました!

～政治が変われば生活が変わる～

茨城県議会選挙が12月2日(金)公示、11日(日)投開票でおこなわれます。チラシは10、11月中にご活用ください。

▲表面

中面▶

A4版 両面カラー  
二つ折りにしてご使用ください。

# 辺野古新基地建設反対の県民の思いは1ミリもぶれていない!

## ★★★ 玉城デニー沖縄県知事の再選を心から喜びます ★★★

### 茨城県平和委員会

9月11日(日) 投開票された沖縄県知事選挙で、辺野古新米軍基地建設反対、普天間基地の閉鎖・撤去を求める「オール沖縄」の代表・玉城デニー知事が再選されたことを心から喜びます。

玉城デニー候補は「誰ひとり取り残さない沖縄らしいやさしい社会」を沖縄県民と一緒に実現していきます、と訴

え続けました。当選後のインタビューでは、「辺野古反対の県民の思いは1ミリもぶれていない」と述べています。自公政権推薦の候補者は、辺野古新基地建設推進を掲げましたが、6万4,923票差をつけて勝利することが出来ました。

政府は、沖縄県知事選挙において翁長雄志県知事誕生から三度連続表明された辺野古新米軍基地建設ノーの県民の意思を重く受け止め、ただちに基地建設を断念すべきです。そして普



毎日新聞9/11ネットニュースより

天間基地の一刻も早い運用停止と閉鎖・撤去のために努力することが求められています。

玉城デニー県知事は本土復帰50年に当たる今年、新たな「建議書」を発表し、「基地のない平和な島」の実現にいつそう取り組むことを表明し、また選挙期間中は「沖縄を再び戦場にすな」と力強く訴えました。「平和で誇りある豊かさ」

「新時代沖縄のさらに先へ」をスローガンに据えて全力で奮闘しました。県議補選においても県政与党の候補者が当選しました。

県知事選挙勝利のために、茨城県平和委員会に寄せられた支援金は26万2千円でした。また寄せ書きを送るなど勝利に貢献することができました。今後とも辺野古新基地建設阻止、普天間基地の運用停止と閉鎖・撤去、「基地のない平和な沖縄」をめざす沖縄県民のたたかいに連帯することを表明します。

**茨城県平和委員会は、9月県議会に対して、「土地利用規制法の全面的な施行を中止し、廃止する意見書提出を求める請願」を提出しました。**

2022年(令和4年)9月6日

茨城県議会議長 伊沢 勝徳殿

請願者 水戸市見川5丁目127-281  
茨城県平和委員会事務局長 篠原 睦美 ㊟  
紹介議員

### 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(略称 土地利用規制法)」の全面的な施行を中止し、廃止する意見書提出を求める請願

#### 【請願趣旨】

土地利用規制法は、昨年の通常国会において十分な審議が尽くされないまま可決、成立し、今年9月から全面的に施行されようとしている。

この法律の議論は、外国資本による防衛施設周辺の土地の購入による安全保障上の懸念から始まったが、防衛省は「防衛施設の隣接する土地を調査したもの、外国資本による土地購入による運営上の支障は確認されていない」と国会で答弁(2020年2月25日)した。つまり法整備をしなければならない事情・根拠がなく、実際、成立した法律は外国資本による土地の所有や売買を規制していない。

土地利用規制法は、内閣総理大臣が重要施設「自衛隊及び在日米軍基地、海上保安庁、生活関連施設(原発や軍民共用空港等)」の周辺約1キロを「区域指定」し、「区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる」(第7条)ため、「機能を阻害する行為」(第1条)のおそれがあるかないか「調査」することからはじまる。

本人の同意なく個人情報を「収集」し、個人が監視下におかれることが想定される。情報収集の対象は、「その他政令で定める」とあるように内閣総理大臣が必要と判断すれば国会の関与もないまま際限なく広がる恐れがある。そのためプライバシーの侵害や思想・信条の自由などの人権侵害が危惧される。

「特別注視区域」に指定されると、その土地の販売等に関して、あらかじめ内閣総理大臣に届け出が必要(第12条)となるため不動

産価格が下落する恐れがあるが、それによって財産権が侵害されても補償はない。

また安全保障上、「機能を阻害する行為」のおそれがあると判断すれば、内閣が恣意的に土地や建物の利用中止を勧告・命令でき、従わなければ懲役・罰則が科せられる。

騒音や墜落事故、原発事故等の様々な被害、人権侵害は「重要施設」があることによって生じており、それらに苦しめられているのは施設周辺の住民である。ところがこの法律はその被害者である施設周辺の住民や関係者を調査対象とするものである。在日米軍基地の7割が集中している沖縄県は、全域が「区域指定」される可能性があり、その場合は大多数の県民が調査の対象となる。

自衛隊が「施設」の外でおこなわれている非暴力の「反戦デモ」や「報道」を有事に発展しかねない「グレーゾーン事態」と位置づけ、「反戦デモ」を鎮圧する訓練をおこなっていたことも明らかになっている。国民の権利である表現の自由や平和運動が「機能阻害行為」の一つに加えられる危険がある。

土地利用規制法は、このように基地等の被害に苦しむ周辺住民の人権を侵害し、日本国憲法と矛盾するものである。

以上、憲法第99条の規定により、意見書(別紙)を提出して頂きたいと請願する。

記

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(略称 土地利用規制法)」の全面的な施行を中止し、廃止する意見書提出を求める。